

北海道告示第 10478 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 28 年 10 月 3 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 6 月 3 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

インターヴィレッジ大曲

北広島市大曲幸町 6 丁目 1 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 支配人 浅井 克幸

東京都港区芝 3 丁目 33 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 1,462 台

(変更後) 1,165 台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 8 箇所（入口 2 箇所、出口 2 箇所、出入口 4 箇所）

(変更後) 11 箇所（入口 2 箇所、出口 3 箇所、出入口 6 箇所）

(4) 変更する年月日

ア 平成 29 年 1 月 25 日

イ 平成 28 年 5 月 25 日

(5) 変更する理由

ア 適正な駐車台数を届出し、施設運営の効率化を図るため

イ 駐車場内に飲食店舗を建築するため

2 届出年月日

平成 28 年 5 月 24 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 28 年 6 月 3 日（金）から同年 10 月 3 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、北広島市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は北広島市へ問い合わせること。